

第 21 号

令和 8 年度海岸事業の経費に対する市町負担金について

令和 8 年度において熊本県が施行する海岸事業について、当該事業に要する経費のうち市町が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和 8 年 8 月 27 日提出

熊本県知事 木 村 敬

事業名	負担すべき金額
1 海岸堤防等老朽化対策緊急事業	工事費の 20 分の 1 に相当する金額
2 津波・高潮危機管理対策緊急事業	工事費の 20 分の 1 に相当する金額
3 海岸メンテナンス事業	工事費の 20 分の 1 に相当する金額
4 単県海岸保全事業	工事費の 20 分の 1 に相当する金額

(提案理由)

令和 8 年度において熊本県が施行する海岸事業に要する経費の一部を市町に負担させるため、海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 28 条第 2 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。